

資料編

1 第3期矢板市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策とSDGs

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際開発目標です。17の目標と169のターゲット達成により、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、積極的に取り組むものです。

こうした動きを踏まえて、本計画では基本目標ごとに関連するSDGsの目指すゴールを示します。



目 標	内 容
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定供給と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産パターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

- (1) 気軽にあいさつや声かけをします
- (2) ふれあいや助けあいの活動を促進します
- (3) 気軽に交流できる居場所を地域につくります
- (4) 健康でいきいき元気なまちをつくります

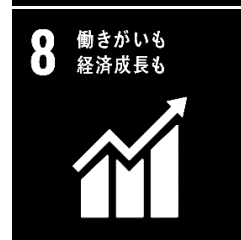
【SDGs（該当する開発目標）】



基本目標 2 みんなでつながる安全安心のまちづくり

- (1) 困っている人を見つけやすい体制をつくります
- (2) 地域ぐるみで防犯活動を強化します
- (3) 災害に対して安心できる体制をつくります

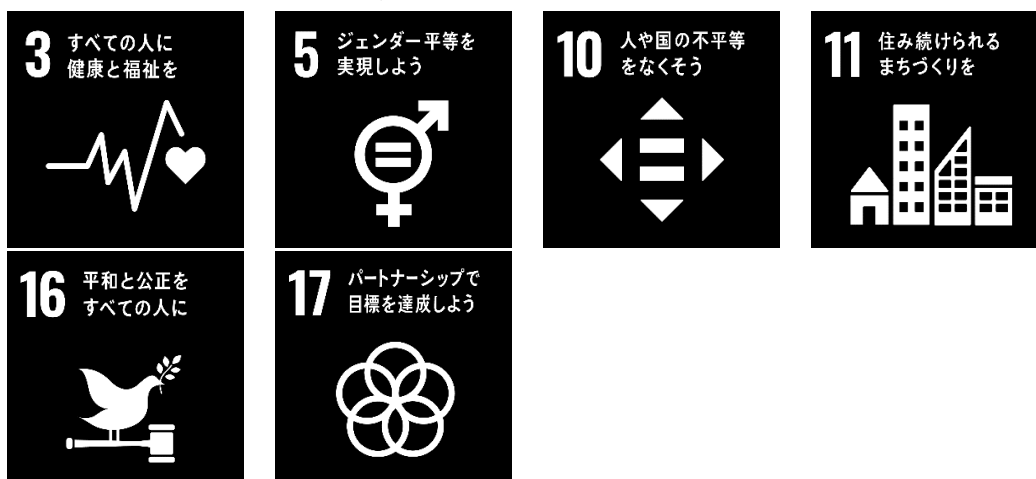
【SDGs（該当する開発目標）】



基本目標3 安心して社会参加できる地域づくり

- (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制をつくります
- (2) 適切な福祉サービスを提供します
- (3) 社会参加しやすい環境づくりを支援します

【SDGs (該当する開発目標)】



基本目標4 地域共生社会推進の仕組みづくり

- (1) 支えあう地域福祉を広めます
- (2) 地域を支える人材を育てます
- (3) さまざまな団体の交流や連携を図る仕組みをつくります
- (4) 社会福祉協議会の活性化を図る仕組みをつくります

【SDGs (該当する開発目標)】



2 第3期矢板市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3期矢板市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員会は、別表第2の職にある者をもって構成し、検討委員長に社会福祉課長を、検討副委員長に矢板市社会福祉協議会事務局長を充てる。

3 検討委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故があるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討委員会は、必要に応じて検討委員長が招集し、会議を主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を

速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 第2期矢板市地域福祉計画策定委員会設置要綱は、令和3年7月31日をもって廃止する。

3 第3期矢板市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人矢板市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、矢板市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3期矢板市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、14名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、矢板市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、矢板市地域福祉計画策定委員を充て、本会会長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、本会会長が招集する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員は、矢板市の策定する地域福祉計画との整合性を図るため、矢板市地域福祉計画策定検討委員会委員を充て、検討委員長に矢板市社会福祉課長を、検討副委員長に本会事務局長を充てる。

3 検討委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 検討副委員長は、検討委員長を補佐し、検討委員長に事故あるとき又は検討委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討委員会は、必要に応じて検討委員長が招集し、会議を主宰する。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに本会会長に報告しなければならない。

2 本会会長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び検討委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 第2期矢板市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は、令和3年7月31日をもって廃止する。

4 第3期矢板市地域福祉計画及び矢板市地域福祉計画策定委員会委員名簿

別表第1 矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員

番号	所 属	氏 名	備 考
1	矢板市民生委員児童委員協議会 連合会	山 口 政 雄 池 田 文 枝	令 和 3 年 ・ 4 年 度 令 和 4 年 度
2	矢板市区長会	松 岡 祥 峰 関 塚 利 幸	令 和 3 年 度 令 和 4 年 度
3	矢板市シニアクラブ連合会	三 好 良 重	
4	矢板市ボランティア連絡会	中 村 有 子	委 員 長
5	矢板市社会福祉協議会	齋 藤 幸 男	副 委 員 長
6	矢板市女性団体連絡協議会	中 嶋 加 代 子	
7	矢板市地域自立支援協議会	瀬 端 道 男	
8	矢板市地域包括支援センター	関 谷 光 裕	
9	矢板市保育所（園）保護者会 連合会	桧 山 佑 介 井 上 悦 男	令 和 3 年 度 令 和 4 年 度
10	県北健康福祉センター	池 田 美 智 雄	
11	住民代表	鈴 木 亜 矢 子	公 募

別表第2 矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画検討委員会委員

番号	所 属	職名等	氏 名	備 考
1	総合政策課	政策企画担当 GL	小 林 徹	
2	高齢対策課	高齢福祉担当 GL	前 野 路 代	
3	健康増進課	健康増進担当 GL	藤 田 仁 美	
4	子ども課	子育て支援担当 GL	吉田佐江子	
5	生活環境課	企画・危機対策担当 GL	星 宮 良 行	
6	生涯学習課	まなび担当 GL	和 氣 千 晴	
7	社会福祉協議会	事務局長	小 瀧 新 平	副委員長
8	社会福祉協議会	次長	阿 久 津 功	
9	社会福祉課	生活福祉担当 GL	田 城 宣 宏	
10	社会福祉課	障がい福祉担当 GL	白 田 修 一	
11	社会福祉課	社会福祉担当 GL	橋 本 幸 江	
12	社会福祉課	課長	沼 野 晋 一	委 員 長

5 計画策定の経過

計画策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和3年 10月21日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画、地域福祉活動計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査（案）について 今後のスケジュールについて
11月5日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画、地域福祉活動計画について 地域福祉に関する市民アンケート調査（案）について 今後のスケジュールについて
令和3年 12月6日～ 令和4年1月4日	地域福祉に関する市民 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の18歳から74歳までの2,000人を対象にアンケート調査
3月7日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する市民アンケート調査結果報告
3月18日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置期間の延長に伴い中止（書面報告）
5月26日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート分析結果について 現行計画の進捗状況調査について 第3期計画の構成（案）及び骨子（案）について
5月31日～ 6月17日	現行計画の進捗状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課へ進捗状況調査を依頼
6月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート分析結果について 第3期計画の構成（案）及び骨子（案）について
8月18日	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画素案について
9月21日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画素案について
12月21日	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第3期計画素案について
令和5年 1月6日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 第3期計画素案について